

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年8月25日(2016.8.25)

【公開番号】特開2016-5667(P2016-5667A)

【公開日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【年通号数】公開・登録公報2016-003

【出願番号】特願2015-175663(P2015-175663)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月8日(2016.7.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立に基づき、遊技者に有利な特別遊技を実行するか否かを判定する特別遊技判定手段と、

前記特別遊技判定手段による判定結果に基づいて、所定の演出手段にて演出を行う演出制御手段と、

前記特別遊技判定手段にて前記特別遊技を実行すると判定されると、図柄の変動時間を定める第1変動パターン又は当該第1変動パターンの定める変動時間よりも短い変動時間を定める第2変動パターンのいずれかを選択する変動パターン選択手段と、を備え、

前記演出制御手段は、前記特別遊技の実行の確定を告知する演出である確定演出を実行するか否かを決定するとともに、前記変動パターン選択手段にて前記第2変動パターンが選択されると、前記第1変動パターンが選択されたときとは異なる別の前記確定演出を実行可能であり、

前記変動パターン選択手段は、前記第2変動パターンよりも前記第1変動パターンを選択し易いこと、

を特徴とする遊技機。

【請求項2】

始動条件の成立に基づき、遊技者に有利な特別遊技を実行するか否かを判定する特別遊技判定手段と、

前記特別遊技判定手段による判定結果に基づいて、所定の演出手段にて演出を行う演出制御手段と、

前記特別遊技判定手段にて前記特別遊技を実行すると判定されると、図柄の変動時間を定める第1変動パターン又は当該第1変動パターンの定める変動時間よりも短い変動時間を定める第2変動パターンのいずれかを選択する変動パターン選択手段と、を備え、

前記演出制御手段は、前記変動パターン選択手段にて前記第2変動パターンが選択されると、前記特別遊技の実行の確定を告知する演出である確定演出の実行割合を、前記第1変動パターンが選択されたときとは異ならせるとともに、前記第1変動パターンが選択されたときとは異なる別の前記確定演出を実行可能であり、

前記変動パターン選択手段は、前記第2変動パターンよりも前記第1変動パターンを選択し易いこと、

を特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(適用例)

遊技機(1)は、始動条件の成立に基づき、遊技者に有利な特別遊技を実行するか否かを判定する特別遊技判定手段(301a, S1601)と、前記特別遊技判定手段による判定結果に基づいて、所定の演出手段(104, 108, 121)にて演出を行う演出制御手段(320a)と、前記特別遊技判定手段にて前記特別遊技を実行すると判定されると、図柄の変動時間を定める第1変動パターン又は当該第1変動パターンの定める変動時間よりも短い変動時間を定める第2変動パターンのいずれかを選択する変動パターン選択手段(302a, S1709～S1711, S3309, S3310, S3506, S3511, S3515, S3706, S3711, S3716, S3910, S3911, S3913, S4110, S4111, S4114, S4309, S4311, S4312)と、を備え、前記演出制御手段は、前記特別遊技の実行の確定を告知する演出である確定演出を実行するか否かを決定するとともに(S2607)、前記変動パターン選択手段にて前記第2変動パターンが選択されると、前記第1変動パターンが選択されたときは異なる別の前記確定演出を実行可能であり(S2602: YES, S2603～S2609、図29)、前記変動パターン選択手段は、前記第2変動パターンよりも前記第1変動パターンを選択し易い(図6(B))ことを特徴とする。